

国家公務員の定年年齢

区 分		職 員		定年年齢	根拠法令	
一 般 職	非現業職員	一般職員 (給与法適用職員)	事務職員などの一般職員	60歳	国公法第81条の2 (規則11-8第4条)	
			病院、診療所等の医師、 歯科医師	65歳		
			庁舎の監視等を行う労務 職員	63歳		
			職務内容が特殊な官職等 にある者	61～65歳		
	検察官		検事総長	65歳	検察庁法第22条	
			その他の検察官	63歳		
	現業職員	林野	非現業一般職員と概ね同じ		給特法第5条の2で 読替え	
	特定独立行政法人の職員		非現業一般職員と概ね同じ		独立行政法人通則法 第59条第2項で読替え	
	日本郵政公社の職員		非現業一般職員と概ね同じ		日本郵政公社法第57 条第2項で読替え	
	特 別 職	内閣総理大臣等	会計検査院検査官		65歳	会計検査院法第5条
公正取引委員会委員長及び委員			70歳	独占禁止法第30条		
その他(国務大臣、大使等)			なし			
防衛省		自衛官	階	将、将補	60歳	自衛隊法第45条及び 自衛隊法施行令第60 条 医官、音楽職種、警 務官には特例がある。
				一佐	56歳	
				二佐、三佐	55歳	
			級	一尉～一曹	54歳	
				二曹～三曹	53歳	
			統合幕僚会議議長		62歳	
		参事官等	防衛事務次官		62歳	自衛隊法44条の2及 び自衛隊法施行令第 59条の4
			防衛大学校、防衛医科大 学校の学校長、副校長、 教授、准教授及び講師		65歳	
技術研究本部長			65歳			
防衛施設庁長官			62歳			
事務官等		非現業一般職員と概ね同じ				
裁判所		最高裁判所裁判官、簡易裁判所裁判官		70歳	憲法第79条、第80条、 裁判所法第50条	
	高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の裁 判官		65歳			
	裁判所職員		非現業一般職員と概ね同じ		裁判所職員臨時措置 法(国公法を準用)	
国会	国会職員	非現業一般職員と概ね同じ		国会職員法第15条の 2		